

平塚市風致地区条例（案）について

パブリックコメントの意見等により骨子から変更した事項

パブリックコメントの意見及び庁内調整の結果、骨子から変更した事項は、以下のとおりです。

1 許可基準の緑化率について（第11条関係）

許可基準の緑化率（宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地又は建築物の敷地の面積に対する木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の割合）の算定方法を、平塚市まちづくり条例の規定により定められている算定方法に統一することに伴い、条例中の用語として「緑地率」を「緑化率」に改めます。

2 着手届について（第12条関係）

「完了届」、「中止届」とともに、新たに規定することを検討していた「着手届」について、事務簡素化のため削除します。

3 罰則規定について（第19条～第22条関係）

新たに規定することを検討していた「完了届等に係る罰則規定」について、庁内調整により削除します。